

特定非営利活動法人 天王寺スポーツ倶楽部 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人天王寺スポーツ倶楽部という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市天王寺区北河堀町6番20号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民全てに対して、地域住民同士がスポーツを通じて、地域住民の健康増進及び子どもたちの健全育成を図り、世代間の交流を通じて、地域社会を担う人材を養成すること等により健全な街づくりを図ることを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ①各種スポーツ教室開催、地域のスポーツサークルへの施設貸出し調整事業
- ②各種スポーツ・レクリエーション大会の開催・選手派遣事業
- ③各種研修会・講習会・講演会等の開催事業
- ④地域のスポーツ・文化に関する行事の後援事業
- ⑤その他、この法人の目的を達成するための事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の事業の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 準会員 この法人の運営に関する専門的知識、技能等を提供する個人
- (3) 施設利用会員
 - ①一般会員 この法人が主催する各種事業・イベント等に参加する個人
 - ②シニア会員 施設利用会員の内、満70歳以上の者
 - ③ジュニア会員 施設利用会員の内、中学生以下の者
- (4) サポート会員 この法人の運営をサポートする個人
- (5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものを入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会の届けを提出したとき。
- (2)本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事に会員証を返却するなどの退会の意思を表示することによって、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、その理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(種別、選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3人以上6人以下
- (2)監事1人以上

2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上を副代表理事とする。

第13条の2 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 3 代表理事の再任は妨げない。ただし、その再任は連続して3回を超えることはできない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その職務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、

代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において、後任の監事が選出されていない時は、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。但し、その役員に対し、議決の前に理事にあっては理事会において、監事にあっては総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の執行に堪えられない状況にあると認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第5章 総 会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散

- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 45 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 15 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、第 26 条第 2 項、第 28 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 理事の選任又は解任及び役員報酬
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、代表理事が当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条第 2 項及び第 36 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名(書面又は電磁的方法による表決者については、その旨を明記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人 2 名以上が、議長とともに記名押印しなければならない。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 41 条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により活動予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第 44 条 代表理事は、毎事業年度終了後すみやかに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事 務 局

(設置)

第 47 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備置き)

第 48 条 事務所には、法第 28 条に規定される書類のほか、次に掲げる書類を常に備えておかなければならない。

(1) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(2) 収益、費用に関する帳簿及び証拠書類

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、且つ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 総会の決議によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決したものに帰属させるものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、且つ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第11章 雑 則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|--------------|-------------|---------------|
| (1) 正会員 | 入会金 1,000 円 | 会費 年額 3,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 1,000 円 | 会費 年額 2,000 円 |
| (3) サービス利用会員 | | |
| ①一般会員 | 入会金 1,000 円 | 会費 年額 1,200 円 |
| ②シニア会員 | 入会金 500 円 | 会費 年額 600 円 |
| ③ジュニア会員 | 入会金 500 円 | 会費 年額 600 円 |

尚、設立時において天王寺スポーツクラブに入会しているものは、入会金を免除する。

3 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

(1) 代表理事

氏名 鳥山幸嗣

(2) 副代表理事

氏名 吉田智紀

(3) 副代表理事

氏名 的場巖

(4) 副代表理事

氏名 原田斎

(5) 理事

氏名 河野邦夫

(6) 理事

氏名 森本啓子

(7) 理事

氏名 重松原

(8) 監事

氏名 釜野広志

4 この法人の設立初年度の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立の日から平成26年3月31日とする。